

院外処方せんにおける疑義照会効率化プロトコル

徳島県立三好病院

I. 目的

平成22年4月30日付け厚生労働省医政局長通知「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」を踏まえ、当院と保険薬局との合意に基づくプロトコルを作成・運用することで、院外処方の調剤上の典型的な変更に伴う形式的な疑義照会を減らし、患者の待ち時間の短縮、処方医及び薬局薬剤師の負担軽減を図ることを目的とする。

II. 適用薬局

このプロトコルは、事前に当院担当者による説明をうけ、当院と合意書を交わした保険薬局のみに適用される。

III. 基本事項

- ① 下記 V. 疑義照会不要例 の各項目については、包括的に薬剤師法第23条第2項に規定する医師の同意がなされたとして、当院処方医への同意確認を不要とする。なお、V. 疑義照会不要例以外の内容については、従来のとおりとする。
- ② 処方内に医師のコメントがある場合はコメントを優先する。(コメントで「変更不可」等の記載がある場合は、その指示に従う。)
- ③ 当プロトコルに合致する場合でも薬学管理上必要な場合には、処方医に疑義照会する。
- ④ 患者さんへ十分な説明を行い、同意を得た上で変更する。
- ⑤ 実際に調剤した薬剤の名称、用法用量等について、お薬手帳等による情報提供を徹底する。

IV. 処方変更後の連絡

- ① 当プロトコルに基づき処方変更し調剤した場合は、次の内容を記入した処方せんを下記 FAX 番号に送信する。
 - ・当プロトコルに基づき処方変更を行った旨
 - ・処方変更の内容

FAX : 0883-72-6606
- ② 当プロトコルに基づき残薬調整に伴う処方日数の短縮を行った場合は、上記①に加え、必ず残薬が生じた理由についてトレーシングレポートを用いて FAX 送信する。

なお、一般名処方に基づいて調剤した場合の情報提供及び後発医薬品の変更報告書の連絡は不要とする。

V. 疑義照会不要例

(麻薬・抗がん剤については対象外とする。)

① 残薬調整に伴う処方日数の短縮

薬歴上継続的に処方されている処方薬に残薬があるため、投与日数を短縮して調剤する場合に限る。

※麻薬・抗がん剤については対象外とする。

※処方薬の削除は不可。

※外用薬の本数及びインスリン注射針の変更も含む。

※残数等が不明瞭な場合は、必ず実物にて残薬確認を行うこと。

※残薬は1週間ぐらい余裕をもって調整すること。

※必ず残薬が生じた理由についてトレーシングレポートを用いて当院へ情報提供してください。情報提供がない場合、次回診療時に患者に不利益が生じる可能性があります。

※処方箋の「保険医療機関へ疑義照会した上で調剤」の項にチェックがある場合は、処方医に疑義照会した上で変更してください。

② 週1回製剤/月1回製剤等の連日服用しない製剤の処方日数の適正化

他の連日服用の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化に限る（処方間違いが明確な場合のみ）。

例) 他の連日服用の処方薬が14日分処方の場合

ベネット錠 17.5mg (週1回製剤) 1錠 起床時 14日分 → 2日分

※麻薬・抗がん剤については対象外とする。

※用量調整による隔日処方等の処方日数の適正化は対象外とする。

(対象外: 例) バクタ配合錠 1錠 1日1回朝食後 1日おきに服用など

③ 次の外用薬、注射薬及び注射針について、それらのDo処方が行われたために処方数量が必要数量に満たないと判断される場合の処方数量の適正化

次の外用薬、注射薬及び注射針に限る（処方間違いが明らかな場合のみ）。

・狭心症治療薬（貼付剤のみ）

例：フランドルテープ、ニトロダーム TTS 等

・気管支喘息・気管支炎・慢性閉塞性肺疾患の治療薬（貼付剤、吸入薬のみ）

例：ホクナリンテープ、アドエアディスカス、スピリーバレスピマット 等

・糖尿病治療薬（インスリン等自己注射薬、注射針のみ）

例：ランタス注ソロスター、ビクトーザ皮下注、ペンニードル 等

処方例)	<前回処方>		<今回処方>
内服薬A	14日分	→	28日分
内服薬B	14日分	→	28日分
内服薬C	14日分	→	28日分
外用薬D 1日1枚	14枚	→	<u>14枚</u>

VI. 問い合わせ先

電話番号：0883-72-1131（代表）

- ① 処方内容（処方に関する疑義）について
担当：各外来診察室
- ② 保険関係（保険者番号、公費負担など）
担当：医事課外来会計
- ③ 当プロトコルに関すること
担当：薬剤科

VII. 運用開始日

2019年1月8日（第1版）